

## ふくしま商品開発・販路開拓支援事業実施要領

制 定	平成26年5月27日
一部改正	平成27年5月25日
一部改正	平成28年3月18日
一部改正	平成29年5月 9日
一部改正	平成30年4月18日
一部改正	平成31年4月12日
一部改正	令和3年3月23日
一部改正	令和4年3月30日
一部改正	令和5年4月 5日
一部改正	令和6年4月 8日
一部改正	令和7年4月 8日
一部改正	令和8年3月27日

### 第1 趣旨

ふくしま県産品再生支援事業補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）別表の規定に基づき、ふくしま商品開発・販路開拓支援事業の実施について、必要な事項を定める。

### 第2 事業内容

事業の内容は、要綱別表に定めるもののほか、次のとおりとする。

#### 1 補助対象者

本補助金の補助対象者は、以下の（1）及び（2）の要件を全て満たす者であること。

（1） 福島県内に本拠を置き、以下のいずれかの要件を満たす者

ア 県指定伝統的工芸品又は繊維・木工・クラフト製品等の県産品事業者若しくは団体・組合等

イ 加工食品の県産品事業者・組合等

ウ ア・イに挙げる製品を管轄する市町村

（2） 応募者又は法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力でないこと、かつ、反社会的勢力との関係を有しないこと。また、反社会的勢力から出資等の資金提供を受ける場合も対象外とする。

#### 2 各種助成金との併給調整

行政による他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の対象となっている事業は、本事業の支援対象としないものとする。ただし、他の補助事業の補助

対象経費と非補助対象経費が明確に切り分けられ、且つ本事業の対象である場合には、当該非補助対象経費については支援の対象とすることができる。

### 3 補助内容

#### (1) 補助対象事業

補助対象経費が500千円以上であり、かつ、次のア・イいずれか、又は双方にかかるとする。

##### ア 商品開発

(以下例)

- ・新商品の開発（試作・デザイン研究開発等を含む）
- ・既存技術を活用した新商品等の開発・改良
- ・その他、新商品の求評会等の開催・試作品の市場評価収集

##### イ 販路開拓

(以下例)

- ・展示会等への出展
- ・販路開拓のための広報
- ・その他、販路開拓に寄与する事業

#### (2) 補助対象期間

補助決定日から令和9年1月末日（期間内に事業を終了（支払含む）すること。）までとする。

#### (3) 補助率等

補助対象経費の3分の2以内の額（小数点以下、切り捨て）とし、補助上限額は500千円とする。

#### (4) 補助対象経費について

旅費、報償費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、負担金

### 第3 その他

この要領に定めるもののほか、事業の執行に関し必要な事項については、県との協議により決定すること。

#### 附 則

この要領は、平成26年5月27日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成27年5月25日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年5月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月12日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年3月23日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年3月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月5日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月8日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月8日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年3月27日から施行する。